

会 議 録		令和8年3月27日作成	令和11年3月末日廃棄
会議名	京都府南丹警察署協議会（令和7年度第4回）		
開催日	令和8年3月26日（木曜日）		
時 間	午前10時から午前11時20分までの間（80分）		
場 所	京都府南丹警察署 道場		
出席者	廣瀬副会長、海野委員、山内委員、飯田委員、今井委員、梅垣委員、塩邊委員 （欠席 春田会長、森委員） 計7人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、交通課長、 警備課長、広聴相談係長 計9人		
諮 問 事 項	管内情勢について		
会 議 内 容	<p>1 署長挨拶 司会 副署長</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 協議 司会 副会長</p> <p>諮問事項説明 管内情勢について～生活安全課長、交通課長</p> <p>【委員】説明のあった、「特殊詐欺ききたい（撃退）焼き作戦」については、とても良い取組だと思った。いろいろ知恵を出し御苦労なさっていることに謝辞を述べたい。ただ、良い施策でも住民が知らなければ効果は半減する。管内住民への周知やアピールについてはどのように考えているのか。</p> <p>【警察】たい焼き業者に協力していただき、署員がたい焼き業者のロゴをアレンジしたイラストを作成した。今後は、イラストと共に周知していく方針である。また、行政にも協力していただき、行政が発行する広報紙等で紹介していただくなど広報についても検討している。</p> <p>【委員】令和7年度を取組で、防犯カメラの補助事業を行った際、交番だよりや駐在所だよりで細かく説明していただくなど協力していただいた。行政のみでは十分な周知はできなかったと思う。「特殊詐欺ききたい（撃退）焼き作戦」についても、十分な広報をしていただくために広報紙等での紹介等手伝いをさせていただきたい。</p> <p>【委員】中学生は自転車を利用して登下校しているが、自転車は、車両の仲間であり、原則は車道を走行するとの説明であったが、自転車が歩道を通行できる</p>		

会 議
内 容

場所とできない場所の判断が標識では分かりづらいと感じている。

【警察】 標識では自転車での歩道通行ができるのか否かの判断が分かりづらいとの御指摘であるが、標識があることによって歩道を自由に走行できるとの誤解が生じているのも事実である。分かりにくい標識は、現場調査、確認を行い、補修や設置場所の変更をする等の作業を検討していく。

【委員】 京都市内では自転車が歩道を走行しているが、それもできなくなるのか。

【警察】 「自転車歩道通行可」の標識、標示がある場合や、京都市内等で歩道の幅員が広く自転車通行指定部分がある歩道は通行することができる。

【委員】 4月1日から自転車の取締りを始めるとの説明であるが、具体的にはどのようなことか。

【警察】 自転車は車両の仲間であり、交通違反を認知すれば青切符が適用されることもある。基本的には、ルールを守り責任ある運転を促すよう指導警告を行うこととなるが、交通事故の原因となったり、他の車両に急ブレーキを掛けさせるような悪質、危険な違反に対しては、青切符を適用することとなる。

【委員】 美山地域では春から秋にかけて車両の通行や観光客が増える。レンタサイクル等も行っていることから、自転車の安全な走行等についても情報発信していく。

4 事務連絡

令和8年度の第1回京都府南丹警察署協議会は6月頃に開催予定である。

以上

第4回京都府南丹警察署協議会の開催状況



(「特殊詐欺げきたい（撃退）焼き作戦」でのたい焼きの試食の様子)